

第三十一回国会 参議院社会労働委員会會議録第六号

昭和三十三年十二月二十三日(火曜日)
午後零時八分開会

委員の異動

本日委員有馬英二君、藤原道子君及び中山福蔵君辞任につき、その補欠として西田信一君、坂本昭君及び常岡一郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 久保 等君
理事 勝俣 稔君
柴田 榮君
木下 友敬君

委員

草葉 隆圓君
小林 英三君
紅露 みつ君
齋藤 昇君
舩原 亨君
谷口弥三郎君
西田 信一君
横山 フク君
片岡 文重君
小柳 勇君
坂本 昭君
藤田藤太郎君
山下 義信君
常岡 一郎君
竹中 恒夫君

内閣総理大臣 岸 信介君
厚生大臣 橋本 龍伍君
政府委員

法制局長官 林 修三君

法制局第二部長 野本 新一君

厚生政務次官 池田 清志君

厚生省保険局長 太宰 博邦君

事務局側 常任委員 増本 甲吉君

会専門員 牛丸 義留君

説明員 厚生省保険局長 伊部 英男君

厚生省保険局長 伊部 英男君

国民健康保険法案(内閣提出、衆議院送付)
国民健康保険法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久保等君) 社会労働委員会を開きます。
委員の異動を報告いたします。
十二月二十三日付をもって、有馬英二君、藤原道子君及び中山福蔵君が辞任し、その補欠として西田信一君、坂本昭君及び常岡一郎君が選任されました。

○委員長(久保等君) 国民健康保険法案、国民健康保険法施行法案、両案を一括して議題といたします。
御質疑を願います。

○政府委員(太宰博邦君) 昨日の御審議で答弁の不十分な点につきまして、あらためて申し上げたいと存じます。第一の点は、山下委員からの御意見

でございまして法案第四十八条の第四項ただし書きの場合に、相当の注意、監督が尽された、その相当の注意、監督というものの解釈でございしますが、これにつきましては、相当の注意については、民法の第七百十五条第一項にございしますところの相当の注意、これはある事業のために他人を使用する者は、その雇われた者がその事業の執行について第三者に加えた損害の賠償の責めを負う。ただし、被用者の選任、あるいはその事業の監督については相当の注意をなすというよう規定があるのであります。それと同様に解するわけであります。

それから監督につきましては、医療法の第十五条、管理者の監督の義務というものがございします。「病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要の注意をしなければならぬ」と、これと同様に解釈すべきであるというふうに存じます。なお、その中身につきましては、行政の判例などを取り調べまして、その中からこれに該当、適当と思われるものを例示いたしまして地方に示したい、かように考えておる次第でございします。

それから第二は、片岡委員の御質問でございまして、国民健康保険法が誤診などによって患者に損害を与えた場合の賠償責任の点でございしますが、保険者は被保険者に対して療養の給付を行う責任を有するものではあります。具体的には療養は、療養取扱機関において国民健康保険医または健康保険薬剤師が、この法規の第四十条に規定します療養の給付に関する準則に従って担当するのでございします。その場合において、国民健康保険医または薬剤師が保険者の機関、手足として療養を担当するものではございしません。療養の給付に関する準則に従って、その責任においてこれを担当するものであります。ですから、保険者はこれに対して監督などを行うことができない仕組みになっております。従いまして、国民健康保険医などが誤診などによりまして、あるいは療養の給付の準則に違背して被保険者に損害を与えた場合において被保険者に損害を与えた場合において、その使用者たる療養取扱機関の開設者は、民法第七百十五条の規定によりまして損害賠償の責めを負うべきものでございまして、保険者はその損害の賠償責任を負うということにはならないのでございします。ただし、取扱機関が保険者の直営診療施設というような特別の場合におきましては、その直営診療施設の開設者は同時に保険者でありますから、保険者が責任を負うということはおそらくでもないところでございします。

第三点は、木下委員の御質疑でございしましたが、療養取扱機関の申し出の受理の取り消しでございします。四十八条の規定によりまして療養取扱機関にかかる申し出受理の取り消しは、実際その取扱機関が故意または重大な過失等によりてその各号に該当する場合のほかは行わないのであります。事務員の軽過失などのような場合においてはこれを取り消すようなことはございしません。それから療養取扱機関にかかる申し出受理が取り消されたときには、その取扱機関において働いておられます国民健康保険医または健康保険薬剤師は、その機関においては国民健康保険の療養を担当することができなくなるのであります。これは現在の医療制度上やむを得ないものと解釈いたします。その場合におきまして、開設者が交代いたしましたとき、たとえば新しい開設者がもと開設者の所有しておいりました施設をそのまま引き継いで、それから同時に、その機関において今まで療養に当たっておった国民健康保険医あるいは薬剤師がそのまま新しい開設者のもとに勤務している場合におきまして、これは解釈上新たに病院などの開設があつたものとして、そして療養取扱機関の申し出をすれば、こういうふうな手続上なるものと考えます。もし大きい病院などにおいて取消しという処分が行われるような事態になりましたときには、そこに働いておられます職員のみならず、通院して患者がやはりその迷惑をこうむることもあるわけではございしますが、これははやむを得ない場合を除きまして、ほかの病院なり診療所に転じてもらう。それから入院中の患者もよその病院にかり得るものはかわつてもらう。し

かしながら、病状その他によつてやむを得ないというような場合においては、その場合は療養費払いの取扱い措置を講ずると、こういうことに相ならうと存じます。

以上、昨日の答弁の足りませんところを冒頭に申し上げた次第であります。

○山下義信君 私がお尋ねしたことで残っている部分もありますが、四十条のこの療養の給付に関する準則というものはどういふものかというお尋ねをしていただいたのでありますが、資料を後ほどいただけるか、あるいは口頭で御説明願うか、持ち越しになっているわけなんです。

○政府委員(太宰博邦君) 失礼いたしました。第四十条において、療養の給付に関する準則の厚生省令でございますが、これは法第三十六条の四項におきまして、療養取扱機関の開設者が当該機関において業務に従事する国民健康保険医などに対して、その者が担当する療養実施について必要な措置を講ずるといふことをこの省令で規定しようというものであります。そのほか診療録でありますとか、処方せんなどのような、まあ手続的なものについて規定するつもりでございます。

○山下義信君 前段の開設者が必要な措置を講ずることを規定されることは、わかりましたが、その必要な措置を講ずる内容というものは今御説明いたしてくわけには参りませんか。

○政府委員(太宰博邦君) まだそこまで至っておりませんので、でき次第、また、お目にかけます。

○山下義信君 本案を審議していることは、あすもあさつても待っているわけには出来ないのであります。

で、こういう重要なことを承わらないで議するということは、ほんとうはできないのでありますけれども、しかし、私は追及しません。ただこの際、第四十条に関連いたしまして、ただいま政府の御答弁をいただいたその療養の給付に関する準則に関連いたしまして、厚生大臣の御答弁を求めたいことがあります。それはこの療養の給付に関する準則は厚生省令で定めるときは、本法の第五十条によりまして、中央社会保険医療協議会に諮問してきめるとあるのです。本法案は一月一日から施行ということになっておるのであります。この第四十条と第五十条の

関係は、一月一日施行と同時に実際上の運営が動いていかなければならぬわけでありまして。しかも、この中央社会保険医療協議会の組織というものは、委員の任命等が全部終了されてい

ないのではなかつたかと思つております。この中央社会保険医療協議会の設置はされてありますが、委員の任命が全部済んでいないというところであるのであります。従いまして、私は何か先般承

わるところによりまして、私は何か先般承わるところによりまして、私は何か先般承

院協会の機関の代表者をすぐに選任するということはこの設置法の建前からいっても無理がある。そこで自分は、日本医師会に、その委員の推薦を委嘱する考えである、かように当委員会に御質問に相なったのであります。しかも、承わるところによりまして、い

まだにその委員の推薦を委嘱してない。何か関係の他の団体からの要請によつて厚生大臣はちゅうちょしておられるという風聞が高いのです。それでは中央社会保険医療協議会の委員の任命が済まない。すべての委員の任命が済

まないということになれば、実質的にこの医療協議会の成立はできていないということになる。従つて、この四十

条の準則の省令決定の諮問も、一月一日から本法を実施されるということに

相なっておりますが、これはずっと以前からこの法の解釈によりまして、医師の利益を代表するものの所屬する団体というものは医師会という解釈で参つていたのでございまして、私は今

日までこの法の解釈は、こういうふう

に解釈をいたすべきものだと思つてお

ります。現実にはいろいろなものがござ

おります。○山下義信君 了承しました。この点に

○藤田藤太郎君 第七十五条の問題で

ありますけれども、「都道府県及び市

町村は、国民健康保険事業に要する費

〔速記中止〕

○委員長(久保等君) 速記を起して。

内閣総理大臣がお見えになりましたので、総理に対する御質疑をお願いいたします。

○山下義信君 社会保障の政策について、若干の御所見を伺いたいと思うんですが、その前に、何としても、本日は皇太子の御誕生日でありまして、まことに御同慶にあたえませんでした。それにきまして、昨日でありましたか、新聞で見たのでありますが、新東宮御所の建築について入札をしたところが、何がしという建築会社が、一万円で入札して落札した。こういうことが新聞に報道されております。入札法によりまして、合法的な落札であったかは知りませんが、しかしながら、国民感情としては、まことにこれは好ましくない事態であるとわれわれは考える。言うまでもなく、国の税金で造営するということは、言いかえすと、国民全体でその新御所を造営するということになる。しかるに一業者が、しかもとかくの風評が伴うおそれのある業者が、こういうことに出たということは、私どもといたしましては、まことに非常識であり、好ましくないと思うのであります。これは一つ総理におかれまして、適当に御対処なさるのが至当ではないかと考えるのでありますが、どうあらず、一つ御所見を承りたいと思います。

○国務大臣(岸信介君) お話のように、皇太子殿下のお住居を、実はあれは計画としては、計画の総額の一部の入札が行われたのであります。それに對して、指名入札の方法によって、日本における有力なそういう方面の会社

を網羅して、六社か七社かで競争入札をしたわけであります。その結果、今お話のように、最低額が一万円という入札をした建築の会社があった。今の入札の法則上からいって、これが最低のものへ落札するという建前になっておる。最低価格というものが作ってない現在において、それは法則上はそういうことになるということでありまして、しかし、その結果、あまりにもいふゆる常識の考え方からいってとすれば、その事情なりあるいはこれに対する処置として、どういふふうにかんがえるべきかということも、検討を命じておるのであります。一応の中間報告としましては、それは各社とも実は非常にかの何と違つて、皇太子殿下のお住居の建築は自分たちもみんな奉仕的なつもりでやりたいという意向が各社とも非常に強く、従つて、発表をされておる通りに、各社の入札につきましても、相当普通の考え方からいって、勉強しているといえます。よほど各社とも奉仕的なつもりで入札をしておる。まあその程度が、要するに四千万円台と一千万円という差が出ておる。かりに他の入札にしても相当な奉仕的な考えだろつと思われのが勉強した価格に出ておる。そうしてみると、今の法律の建前として一万円の入札を認めない、有効な入札として認めないという法律の根拠はないから、あるいはそれにきめる以外ないだろつと思うが、なお、いろいろな方面の意向も今検討をしておる。法制的な立場における考えやその他のことも一つ検討するといふ中間報告だけを受けております。お話のように、常識的には私も考え

れない額でございませうけれども、さらばといつて、この入札を無効なりとすることは非常にむづかしいだろつと思ひます。そうかといつてこの価格をまは正すということ自体は、これは許されないことだと思ひますが、なお、いろいろな先例もございませうことであるし、法規の運用の問題に關しましても、十分一つ検討いたしまして、最後の結論をしたいと思ひますが、中間的には今言つたような状態でございます。

○山下義信君 私は、政府の善処を要望いたしておきます。

なお、皇太子殿下のことをここで話題にいたしました關係上、私はこういうことをお尋ねすることはなるべく避けたいと思つたのであります。何といひましたしても、今年を通じての何といひますか、一大朗報といひますか、非常に国民が歡喜しておることは事實であります。非常に國民の喜びようといふものは形容にむづかしいような状況であります。まあ何といひますか、市井のうわさを聞きました、とてもみんな喜んでおりました、これからはうどんなでも、うどんなといつてはただ御の字をつけて御うどんなといひたかうといひて非常にユーモラスに喜んでおる。この皇太子殿下に對する國民の歡迎的な感情といふものは非常に高まつておる。従つて、閑退いたしましてできるだけ早く御成婚が行われ、できるだけ早く新日本の新しい象徴としての登壇が願わしいといふことが國民感情の中にも流れておる。これは端的に申しますと、いわゆる天皇の退位あるいは讓位といふようなことがかつて議論せられたこともありま

し、そういう声も上つたことがあるのであります。今の憲法あるいは皇室典範におきましては、天皇の退位あるいは讓位といふようなことはできないかまわかりません。こういう問題に對しまして、いろいろ世上にも議論があることであります。この際、総理大臣として、天皇の退位、御讓位、新しい日本の象徴を早く迎へたいという國民感情の動きに對して、総理大臣としての御所見をお示しおきを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(岸信介君) 皇太子殿下の御婚約が内定をいたしました。来年は御成婚がとり行われるだらうといふことが予想されるのであります。これに對して國民全体が非常な明るいかつ親しみをもち、希望をもち、お喜び申し上げておるといふ感情、氣持につきましては、今山下議員のお話しの通りであります。特に若い世代の青年男女が非常な希望に輝いておるといふこの感情といふものは、私も非常に感激をもち、感じておるわけでございます。そこで、いろいろな意味に於いてこの明るい國民のそうした氣持に沿うように、政治の面におきまして、施設その他あらゆる面におきまして、私に必要があるといふことを私はひそかに考へておるものであります。ただ、今御指摘になりました天皇の御退位、讓位といふような問題につきましては、あるいは國民の氣持のうちには山下議員のお話しのようないふような氣持もあるかと思ひますが、これは私としては、今日全然考へておりません。むしろ皇太子殿下の御成婚並びに皇太子殿下がさらにその御成婚後における御行動や御生活におい

て、他日、日本の象徴としてさらにより一そう國民の敬愛を身におつけになつて、そして新日本の興隆の中心になつてやまないことを心からこいねがうてやまない、こういうのが私の今日の心境でございます。

○山下義信君 社会保障政策についての質疑に入りますが、第一点は、総理は、現在の日本の社会保障制度の状況、つまり現状といふものをどういふふうにかんがへておられるか、また、将来これをどう持っていくか、また、基本的な御所見を承りたい。実はきのう当座へ大蔵大臣がお見えになりました。御令弟が見えまして、そうしていろいろ御答弁がございました。だいぶん自信に満ちた御答弁ができたようになりまして、まことにけっこうであります。しかし、私は質問をいたしませんでした。私は十二年間の席にずっとおる一人でございます。まだ私の御質問申し上げるところまでいきませんやうですが、しかし、こうおっしゃったのです。自分が大蔵大臣になつて、社会保障制度に携はつてみるというところだ、これで窓口をすつと広げて、一つ大いにやらなければならぬと考へてゐる、こうおっしゃつた。しばらくたちますと、いろいろ予算編成で今度當つてみるという、非常に窓口が廣く、幅が廣がり過ぎておる、今度はこれを体系づけるように努力する、こうおっしゃつた。何つておつたのでございませうか。だいぶん通になつておいでになるなと頼もしく思つたのでございませうが、しかし、前後がそぐいません。一つ総理からは、この社会保障

制度につきましても非常に御通曉でありますので、きょうは一つ総理から、日本の社会保障制度の現状をどういうふうにかやちしておいでになるか、また、これを将来どういうふうに持っていくかと考えておられるかというところを承わりたい。私もいたしましては、少くとも私は、日本の社会保障制度は不十分とはいながら、相当のところに上つておる。今後社会保障政策というものがそんなに国民の魅力をかち得るだけの、やるだけのことがまだあるかどうかというところは、私は問題だと思ふ。今度の年金制度をどういうふうに見直しをおつけるになるかわかりませんが、きょうここで国保をあげて一応片づけますと、限界点に到達したとは申しませんが、これから社会保障、社会保険と大きな声を張りあげても、どこまでそれが魅力があるか、お互いに政治家としては検討しなくちゃならぬと思うのです。この春は国民年金制度というものをもうつてあなたは選挙にお勝ちになりました。しかしです、国民年金制度とか、国民皆保険だとかというこの社会保障政策というものは金がかかる政策である、これをやると言つて、資本主義の政党が、資本主義の内閣がお約束になったというところは、これに金をかけるというところをお約束なさったことなんですよ。しかも、本日の午後、閣議で御決定になる明年度の予算、数字を拝見しなければわかりませんが、金をかけないでやろうとするやり方をされますと、一種の「ごまかし」であり、一種のたとえ国民年金で申しますと、いわゆる保険料の収奪であつて、三十年も、四十年も掛けさせるようなやり方をす

ることは一種の税金をかけることと同じでありまして、重い負担をかけることと同じでありまして、こういうやり方をなさるといふと、来年の春の地方選挙において、今年お勝ちになりましたが、来年の春の地方選挙において、きらいにお戻しを願わなければならぬことが起るかもしれせん。まあどういふふうなあなたの資本主義、いわゆる保守党内閣とされまして、この社会保障政策というものを、日本の現状をどう見て、そうして今後これをどう持っていくとなさるかというところをお考え方、それからいま一つは、この社会保障制度というものは、言うまでもなく、私ども社会党の考え方は、これがすぐ社会構造に直結し、これがすぐに経済構造に直結しなければならぬ。あなたの方では、これは一つの社会政策、いわゆる社会事業的な社会政策である。窓口を広げるというところは、何を広げるかというところ、社会事業的な、社会福祉的な面を広げるばかりです。言いかえましますと、言うまでもなく、資本主義の欠点をカバーする作用をするということだけである、あるいは何らかの他の経済政策の方便に使うというだけだ、というのでは、私どもの考え方は、社会保障の持つ性格が違います、ともかくも今後の岸内閣の社会保障制度に對します基本的なお考えはどういうところをお考えでしょう。アメリカですら一九三七年にこれをやりますときには平和革命だと言つたが、イギリスのマクドナルドがやったとき、チャーチルがあとを継いだときも、無血革命にわれらは成功したと豪語した、この意気込みでなければならぬ、一体どういふ基本的なお考えをお持ちになつておられ

るかというところをお示し願ひたい。○國務大臣(岸信介) 山下議員は、多年社会保障問題に關して格別な御研究と、格別な御見識を持たれておられるのでありまして、今お話のように、社会保障制度そのものについて考えられべきこと、日本がやっております事柄につきましても、いろいろな問題、いろいろな方法がやられておると思ふ。ただ、私の考えでは、この社会保障制度もろもろの、あるいは失業の問題もございまして、あるいは生活扶助の問題もございまして、いろいろなものがございますが、その社会保障制度をやりかたとして二つの大きな柱を立てて、それを中心に社会保障制度を拡充し、内容を充実していくということが適當にやないか、かように考えているのでありまして、その一つは、医療保障としてそのいわゆる国民皆保険の制度を立て、また、その運用の面において、また、給付内容やその他の点におきまして、十分に二つの内容を充実し改善していく。柱としてはこの医療保障の国民皆保険制度というものの完成充実にありまして、この問題につきましても、三十四年度からそのスタートをするというところを公約しております、予算の編成に當りまして、これにスタートをするつもりであります。しかしながら、もちろんこれが最初から完備したものになるわけではございません、従つて、それが完備の問題につきましても、今後、社会保障制度の二大柱の一つとして、これに力を用ひていきたい、かように考えております。しかし、いろいろ社会生活の上におきまして不幸な事態や、あるいはわれわれ

の国民生活の安定や、あるいは福祉国家を作り上げるといふ意味におきまして、いろいろな不幸や、個人だけでもつてそれを克服できないような事態もいろいろ出てくると思ひます。そういうものに対しては、やはり国家が手を差し伸べていくということをしていかなければならぬと思ひますけれども、言うまでもなく、今の二つの柱を中心にして、社会保障制度の完備をしていくということが私は中心でなければならぬと思ひます。もちろんこの問題につきましても、今山下議員のお話のように、財政的負担もだんだんかさむ問題でございまして、また、その裏づけする必要がある、また、その基礎としては産業経済というものの、国民がその負担にたえるように、また、負担しても十分やっていると云ふように、経済の繁榮や拡大というものが行われなければならぬ、また、いろいろなわれわれの全体としての不幸が加わつてきていることを考えますというところ、戦争というものが、この人類の社会に大へんな不幸をもたらすという意味から言つて、あるいは外交面においても、あるいは国の政策全体としても、平和というものの確立というところが、基礎にならなければならぬと思ひますけれども、ただ、根本の建前としては、今言つた二大柱を中心として、内容を充実していくということを中心として一考えて参りたい、かように思ひます。

○山下義信君 今総理がお触れになりましたように、ことに国民年金制度なると、三十年も四十年も掛金をかけさせてやるという制度は、これは日本の平和というものが持続せなければ何もうたぬのでありまして、日本の国民は、もうすでに厚生年金制度の戦時における崩壊、この戦争によるそういう苦しい経験をなめておるのでありまして、今総理もお触れになりましたように、日本の平和が将来に向つて持続していくという見通しで基礎になくちやならぬことは言うまでもないのであります。私は、保守政党が一面においては戦争の危険を身近に感じたような格好の政策を行いつつ、一方においては長期間にわたつて国民から掛金をかけさせるようなやり方を懸念するところ、これは、よほど考えものだ、まあ私は考える。

それから第二に、私が伺いたいと思ふのは、社会保障制度について、もしあなたの内閣が真に腹の底からこれを強力にやっていくというお考えがあるならば、この制度の一番の大敵は何であるかというところになります、物価の値上げなんです。物価の値上げをさすれば社会保障制度は根こそぎに一夜にして倒れます。年金の制度しかり、また、公的扶助の制度しかり、もちろんの保険制度しかりでありまして、これはどのように努力が營々と積み重ねられてあります、一夜にして物価が上つたらば元も子もなくなる。しかも、最近伝えられるところによりまして、最近の政府では、各般の物価の値上げを考えておられるというところでありまして、これじゃ困るので、これでは一方に社会保障制度を強力にやるといふながら、片一端からくずしていくのと同じことですよ。英米におきまして、その他の国におきまして

ては、これは大きな政綱としてお考えになったのにふさわしくないと思うのではありませんが、あるいはまた、青年法というがごとき特別立法でも作っていただいて、その施策の法的根拠を持たせていくということくらいまではなさるべきじゃないかと思う。今年はようございませう、もう節季になりました、歳暮でありますから、来年から一つ、どうせこれは捲土重来なさるんでございませう。今年はぜひぶん失礼でございませうがエラーもあり、マイナスもあり、そう私は思うのです。失礼でございませうが、今の岸さんにはあまり岸ブームがわき上らなかつたのは、あまり賢く過ぎて、あまりにそつがなく、あまりに欠点がなさ過ぎて、強過ぎたからブームが出ない。日本国民は

判官びいきですから、先般のようにこちらで打たれ、こちらで打たれ、こどどができてマイナスになりますと、今ごろ岸さんはどうしておられるだろうかと國民が案じられて岸ブームがこれから起きますから、来年は一つ捲土重来なされるでございましょうが、ちよどど

年末でもありますから、一つ総決算の意味で、明年の新たな御決意と青年対策を一つ御披露を願つて承わりたいと思うのです。

○国務大臣(岸信介君) 山下委員から大へんな御激励をいただきました。私も大いに氣を新たにして、今後施政に

当たりたいと思いますが、特に青年対策
 の問題はお話のように、私は何といつ
 ても青年に希望を持たせ、また、この
 青年がはつらつたる意気に燃えて、そ
 して国のため社会のためにその全能力
 を発揮しようという、この気風がみな
 びるように持っていきたいというのが

私の念願でございまして、そのためにどういふ施策をすべきかというお話につきまして、お話のように、いやしくも就学したい、教育を受けたいという者に教育の均等、そういう望みを果させるようにしなければならぬという意味におきまして、実は三十三年度来、従来の育英制度に一つの新しい制度を加えてきておりますが、これをさらに拡充して、今山下委員のお話のように、いやしくも向学の精神があり、また、その力を持っている人が経済的理由とか、あるいはいろいろな家庭の事情等によって、就学ができない者がその望みを十分達することのできるような育英制度も一つ考えてこれを拡充していきたいと思ひます。

それからまた、今お話がありましたが、実は学校の面から見るといふと、日本のこれは経済や社会全体の何でありまして、学校の面から見るとなかなか入学試験にパスしない、あるいははなはだしきに至っては、十数倍、二十倍、三十倍というような受験者もある、その中から一定数がとられる。だんだんいわゆる学生の浪人といったようなものがふえていって、四年目には必ず入学できるというふうにもなかなかならないという状況にあることとからみると、学校が足りないといふことが一面から言つて言えるであらうと思ひます。また、せっかく大学なり学校を出たにかかわらず、就職ができないのじゃないかということからいふと、今の経済社会の全体から申しますと、学校が多過ぎるのじゃないかというふうな、非常な矛盾した状況にあると思ひます。これをどういふふうにか就職難の状況、入学難の状況、こういう

ものをどういふふうに通整して、そして青年の希望なり、はつらつとした元気がこれによつてはばまれることのないようにするにはどうしたらいいかという問題は、私は大きな問題として御指摘のように考えなければならぬ。たとえば、これはなかなかかわれわれない自由主義をとっている国にはできませんが、ソ連等においては、最近あちらを視察して帰つてきた者の話をいろいろ聞いてみますと、中学校を出て高等学校に入るのには、中学校において一定の成績以上のものをとらなければ高等学校に行けない。そうでなければ中学校でもって社会に出て、それぞれの才能なり特徴に応じた仕事につく。また、高等学校を出て大学の教育を受けるというのについて、高等学校でもって何番以上でなければいけぬ。それ以外のものは高等学校限りで実業に入つてそれぞれの才能を発揮する。それで、大学に行こうという者は、今言うように、高等学校で一定の成績以上を得た者は全部大学に入つて最高の学問を受ける。こういうふうな制度が行われているやに視察して帰つた人が、私に報告した人がありますが、なかなか私の方から言うところ、それはいい。それでなかなか入学が、私どもの選挙区、皆さんもそういう御経験があらうかと思ひます。選挙区の子弟等で大学に入りたいというので、ぜひどこに入れてもらいたいというところ、いろいろと頼まれる。ところが、そういうのに限つていなかにおいて相当な資産もあるんだけれども、学問はなかなかそれに伴うだけにできておらぬ。入学がなかなかむずかしいのに、せっかく入学したが、

学校に入っている間に相当な学費は使つてゐるが、あまり勉強の方は成績を見るというといふ成績でもない。そのうする、今度は就職が非常にむずかしいというふうな事態もあるのであります。私はここでそういう人の向学心、大学に入ることやめたいといふふうなうといふふうな簡単に考えませんけれども、やはりもう少し社会的の考え方として、一つ、学校へ入つて就学することが唯一の学問の道であり、その人の志を伸ばす道であるといふふうな国民全体が考えずに、やはり父兄の方からいへば、その子弟の才能に応じ、最も適したところの方向にその才能を伸ばすといふようなことがむしろ望ましいのだからいふふうな望みができてくることが、ほんとうにまじめに、今お話のように就学して、そして自分の学問を勉強して、こうして人々をしてその志を伸ばし、また、それだけが世の中の役に立つのじゃないので、それぞれの才能で働いていくことが国の建設に役立つのだといふふうな望みをさらに作つていく必要があるだろう。また、東京の学校もずいぶんありますが、東京の学校だけにみんな入つてくる。地方の大学等においては、ずいぶん募集人員にも足りないといふようなところがあるようであります。こういう点に關しまして、これはやはり国家の施設として、東京にすべての文化施設を集中しているといふことをも改めていかなければならぬ。国民の気風としても、やはりそれらの点をもう少し、ただ東京にあつていふふうな矛盾はなかなか解決できないのじゃないか、こう思つております。いずれにしても今お話のように、就学したいものが非常にたくさん浪人しなければならぬ。また、就職難で、せっかく学校を出た人が就職難にあへぐといふような事態、これはどうしたつて、経済を繁榮させ、就職の機会を多くするといふことが必要であり、あるいはその意味において、国において云々といふ話もありましたが、国家におきまして、公共事業等を拡大して、その就職の機会を多くしていくという方法を講じていく必要があるだろう。さらに、私は希望を与える意味から申しますと、青少年に国際的の知識を大いに啓発して、それには、あるいは海外へ旅行したり、あるいは青年を交換するというような制度も拡充して、国際的の見地から、自分たちの活動の範囲が、ただ日本の従来の本土だけじゃなしに、全世界において、われわれが、あるすぐれた才能を持つておるならば、至るところに行つて、自分たちの活動をし、そして世界の平和や文化に貢献できるのだといふような気風を作つていく、眼を国際的に開かせることも大いに希望を与える意味から考えていくべきじゃないか。いろいろ考えておりますが、特に来年は、先ほどお話がありましたように、青年のあこがれであるところの皇太子殿下の御成婚の年ですから、私は特に青年問題については、一つ何らかの青年が希望を持つような施策をしたと思つて、実はいろいろと思ひをめぐらしておるところでございます。

○委員長(久保等君) 時間もあまりないやうでありますから、御質疑をなさる方も、御答弁も一つ簡潔にお願いしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 私は総理に、社会保障の問題について、先ほど総理は、社会保障制度を進めていく柱は医療制度と年金制度だ、こゝへ力を入れていきたい、こういう御答弁があつたと思ひます。特に力を入れるとおつしやるなら、それじゃ問題は内容の問題に入つていかなければならぬと思ひます。そうすると、年金問題を一取り上げてみても、いずれの職業を問わず、その社会の中で貢献して、老後の生活を守るには、どれだけ金の面からすれば費用が要るか、そういうところに私は理想をおいて、順次、段階的に努力して、到達するように私はしなければならぬと思ひます。医療制度にしても私はそうだと思ひます。今、被用者保険と一般の保険、国民健康保険といふのと、大体二つの柱で進んでいくわけですから、そうならば、健康で働いているときに、能力に従つて保険料といひますか、保険税といひますか、そういう負担をすれば、病氣になつたときには、全部個々の負担なしに、その病氣がなおしてもらえるといふところに私は到達しなければならぬ。今日、欧米の先進国と言われている国においては、二つの制度が社会保障の柱としてある。年よりなつても食つていける、病氣になつたときには、無料でその病氣がなおしてもらえるといふ具体的施策が実現している。だから、私は今度の国民健康保険で五分を上げられて、そしてその面においては前進をいたしました。しかし政府の出しておられる厚生白書から見ても、たとえば昨年度の調査で、その日の生活に困つてゐるボーダー・ラインの人が千百十

三万人もおるといふことです。保険料をかけるのに非常に負担になるでしょう。または治療費の半額を持つというものが払えないという人もたくさんあると思うのです。こういう問題を少なくとも解決するのだという意欲が出てこない、私は今、岸総理がおっしゃられたように、社会保障の柱である年金制度、医療制度の確立をしようとして、具体的に突らないのじゃないかと私は思うのです。そういう問題を取り上げてみますと、私は、まだまだ私たち社会党は、少くとも国家の負担を三〇%にして、一段階であるけれども、漸進的に医療給付七〇%をこの保険が持つて、第一段階を踏み出すべきだという主張をして参りました。しかし、その医療給付の二割の負担の問題については、一応五分だけ国家の補助をふやすことに努力をされました。しかし、そういう工合にして医療給付で、やはりその保険でもって無料でおしっていくという意欲が、私は形の上では前進さすのだと言われますけれども、どうも欠けているような気がする。

今後この二つの社会保障制度の柱を進めていくのに、岸総理はどういうお気持ちを持っているか聞きたい。

○国務大臣(岸信介) 医療保障のこの健康保険の制度も御承知のように国民健康保険と二つになっておりますが、まず、われわれ第一段にやらなければならぬことは、国民のうちに健康保険制度の恩恵を受けたい、これに加入してない数千万人の人がある。これをまず年次の立てて、そして三十五年度までに全部の国民を一人残らずこの保険制度に加入せしめる。これが第一の私どもの現在のものとしては目標に考えております。同時に給付内容を改善していき、国家が、今お話のようになつて三割の負担をしるという社会党の御主張でありますけれども、私どもは従来の二割にさらに五分程度のものを増加して、そして二割五分程度を今日のあれとしてはやっていく、もちろんこの社会保障制度は、先ほどもお答え申し上げましたように、内容を完備して、充実していくという上におきましては、国の財政負担というものが、それだけかさんでいくわけでありますから、財政とにらみ合せてやらなければなりません。その財政がそういうことを可能ならしめるには、どうしたって経済、産業の発達及びその拡大というものを基礎において、そして財政を豊かにし、それによってこの内容を充実していく、こういう以外には道がないと思ひます。もちろん私どもは現在の何で十分であるとか、あるいはこれでもって能事終れりというようには、そんなイージーな考え方は持つておりません。従つて、その給付内容にいたしましても、また、財政の許す限り、国家の全面的な負担を増加していつて内容を充実することは当然考えなければならぬ、このように思つております。

○藤田藤太郎君 私はこの医療制度の中で、健康保険の問題を一つ申し上げておきます。昨年の健康保険の一部改正のときに、患者に一部負担をさせました。そのかわりに政府管掌の健康保険を充実するため、政府は三十億の負担をもつて政府管掌の健康保険を盛り上げていくのだ、こういう約束をされた。ところが制限診療その他で保険料が少しくなると、国家の負担だけ

さつと引き揚げて、一部負担だけはそのままにしている。ここに非常に国民に対して信義を裏切るような問題が出てくるわけなんです。だから総理は、私はこれを突き詰めて申し上げませんけれども、こういう問題が具体的に保険の中に出てきているわけなんです。だから社会保障制度を進めようとなさるなら、私は国民の生活、国民の健康をどうしても守つていく、こういうときには、約束されたことは、やはり信義を裏切らないように私はしていただきたい、これを一つ申し上げておきたいのであります。いづれまた具体的問題については、担当大臣その他と私は質疑をして明らかにしたいと思ひますけれども、こういうことをよく総理大臣も知つておいてもらいたい。

それからもう一つ私がこの際、総理にお聞きしたいのですけれども、今、青年の問題が出ました。この前の三十三年度の予算成立のときの予算委員会に雇用、就労の問題が出て参りました。ここで何といつても、労働大臣の言を聞きますと、労働者を守る、その基礎の上に立つて国家の予算、経済政策を立てるのだというところを言われから出てくる、たとえば雇用政策を見ても、今年度の当初において四十五万人、中小企業や農業、非常に困つているところに、数字だけ、自家就労だけというように格好で帳面を合せるというふうなことであつては私はいけないと思う。もう少し、来年度の予算を作られるために當々としておられるときですから、ことに労働大臣が私たちに、また国民に訴えているよう

に、働くものの保護、その上に国の経済政策を立てる、だれが見ても、はっきりした雇用政策の中で、いつも唱えておられる完全雇用という道を踏むのだといわれるならば、だれが見てもこれだけは失業率だ、今の労働調査から見ても五十何万というものが実際に失業しておる。なお私たちから見ると二百万をこえると思う。そういうことのないように、きちつと雇用対策を立てて、今度の予算を立ててもらいたいというのを私は申し上げておきたい、御所見があつたら承つておきたい。

○国務大臣(岸信介) 私は予算の編成に当りまして、また経済政策の基盤においても、特に日本のこの状態から考えますと、雇用政策というものは非常に重要な、今、藤田委員が御指摘になつたように、非常に重要な問題だと思ひます。従ひまして、今後のこの日本の安定した基礎の上に経済の拡大をはかつていく、成長をはかつていくということを言つておりましたけれども、その成長率をどういうところを目標として経済を進展せしめるか、また、それを財政的に裏づけるかという点をきめる場合におきまして、この雇用の状況及び雇用政策の上に、どういう効果があるかということが非常に大きな私はファクターだと思ひます。そういう意味において、来年度の経済の見通しを経済企画庁で作りました。これを基盤にして来年度の予算を編成するわけでありましたけれども、同時に、政策的にただ単純な見直しだけじゃなしに、雇用政策に頭をおいた一つの経済政策なり、財政の予算の編成というのを考えなければならぬとい

うような考えのもとに、今予算の編成に當つております。

○坂本昭君 簡単に二点お伺ひしたいと思ひます。

第一点は、御承知の通り、きょう新しい国民健康保険法案の最後の審議になつておりますが、昨年の健康保険法の一部改正と、それから今回の新しい国民健康保険法によりまして、実質的に日本の医療保障というものは、基本的な路線がこれで完全にしかれるということになりました。ところが三十年間の日本の医療の歴史を振り返つて見ると、従来、医師、医者の個人的な能力、あるいは技術、あるいは医学の進歩といったものに基いて医療というものが行われてきておつたのが、この皆保険の医療制度になりました。保険経済、保険財政、こういう経済的な基盤の上に立つ要素が非常にふえてきたのであります。従つて古い医師法、あるいは医療法、こういったものに対しては当然新しい改訂が加えられなければならぬ、また、今回のこの国保法案の審議を通して全委員が一致して感じたことは、今度の法案は、そういう古い医師の個人医療という面と、それから保険経済という面、そういう二つの矛盾が非常に満ち満ちているという点に、この二つに基いては、これは総理というよりも、むしろ社会保障の大政策を掲げておられる自民党の総裁として特に検討していただきたい点が二つあります。その一つは、厚生省というものの組織自身が非常に無理な要素を持つておる、そうしてこの役人にまかしておいても、とうていこれは変えることはできないと思ふのです。役人はどうし

でも自分の縄張りなり、伝統を守ろうとします。むしろ自民党として、この厚生省の改組あるいは社会保障を推進するために必要な新しい措置、そういったことがどうしても必要じゃないか、そのために総裁としての大きな決意が私は必要だと思う。その点が一点と、それからもう一つ、これは当社会労働委員会のことになりまして、当然われわれ議員がきめるべきことでありますが、国民年金の問題あるいは健康保険の問題が出てきますという、いよいよもって厚生関係の仕事がふえてくる。従って社会労働委員会は二つに、労働と厚生に分けなければならぬ、もちろんこれはわれわれがきめなければならぬことですが、自民党の総裁としては、当然これについて、社会保障を大きく掲げられるならば、当然これに対する強い指示をしてしかるべきだと思う。ただ従来、院内において問題になった点は、必ず防衛委員会と一つ新設してもらいたい、防衛委員会とそれから社会労働委員会の分離の問題がいつも抱き合せて出されてくる。これは私はまだ私は総理であり、総裁であるところの岸総理としては、社会保障の面から言いますと、意に沿わない点があるのではないかと、ほんとうに社会保障をやられようとするならば、何も防衛委員会のことなどは問題を別個に、一大決意をもって二つに社会労働委員会を分けるような政策的な指示をなさることが至当ではないか、まずその点をお伺いいたしたいと思ひます。

○国務大臣(岸信介) 厚生省の機構の問題についてでございますが、実は今、坂本委員の御指摘のように、社会

保障、厚生省の仕事の、何といひますか、意義というものをはっきりする意味で、あるいは厚生省というものを社会保障省として、それにふさわしいような構成を持ったらどうかという意見がございます。これは私は相当傾聴すべき意見であると思ひます。ただ、行政組織全般の問題につきましては、実は自民党といたしましては行政制度の委員会、当院その他議院外のものの参加をしてもいいとして検討いたしております。政府としても研究をいたしておりますが、党としてもそういう問題に關連して、この問題を根本的に検討いたして参りたい。

それから委員会を二つに分けたらどうかというお話でございますが、これはたしか元は分れておいたのを合わせたような沿革もあるのじゃないかと申うのでありますが、これは事実上いろいろ御審議を願うあれからいいうと、労働の問題と社会保障の問題と全然無関係というわけではないが、関係のあるものもありまされども、相当やはり意味が違つてゐるわけでありまして、そうして労働関係におきましては、あるいはまた社会保障関係におきましては、相当に御審議を願う題目なり、あるいは法案、案件というものが重なるてきておられますので、あるいは事務的の立場から言つても、これを二つ合せておくことは無理じゃないかという意見もござります。ただ、参院の委員会の制度の問題になりますと、これはわが党だけが一つとして考へるといふ問題でなしに、議連その他において御研究を願わなければならぬ問題である。私は決して私自身の頭でもって、防衛委員会とこの問題を

不可分の関係だとは思つておりません。しかしまた別の意味において、内閣委員会というものの実際の扱つてゐる事務のあれからいひ、また、防衛庁予算というものが一千数百億に及ぶようなものであり、防衛問題についていろいろな問題に検討しなければならぬ問題があるから、この委員会も別にすることがいいんじゃないかという議論もあるようでござります。しかし、この両者は本質的に関係のある問題じゃございせんから、やはり議連におきまして、それぞれその必要があるかどうかというのを十分一つ、衆議院においては社会党と自民党におきまして、また、参議院におきましては参議院の議連を構成されておる諸団体、政党的間で十分一つ検討してもらいたいと思ひます。

○坂本昭君 もう一点お伺ひしたい点は、先ほど山下委員もちょっと触れましたが、汚職の問題で、御承知の通り東京都の保険課長が保険汚職のため、約七百万円のために検挙せられたということがあります。このことについては、本国会の最初の日に当委員会におきまして厚生大臣から説明があつたのであります。しかしながら、厚生当局が、この保険汚職について深刻な反省と自肅の気持ち、どうも欠けてゐるのではないかとこのううに感ぜざるを得ないのであります。御承知の通り、現在のこの厚生省で扱つてゐる、特に保険局で扱つてゐるたえは厚生年金の積立金は二千数百億でありま

と四千数百億から五千億になる。いわば日本の財政投融資の一年分が、この年金と保険で使う金にほぼ匹敵してゐるわけですね。これは非常に重大な事態だと思つてゐます。先ほど来、経済立法、日本の医療制度が変つてきたというのを非常に指摘して申し上げたのですが、こういうふうな多額の金銭を直接に扱うような状態になつてゐるにもかかわらず、この保険汚職というものが、続発とは申しませんが、かなり多発してゐる。それに対して、厚生当局が責任を私は回避してゐると思はざるを得ないような処置しかとつてゐない。これはこの年金と皆保険を推進するために非常に重大な時期でありまして、三悪追放を言つておられる岸総理とせられては、この保険汚職については徹底的な私は処置をして個人的にやつつけろということではないのです。それは厚生省のお役人をこの行政管理局、あるいはその他の機構を全面的に利用して、なぜこういう悪い点が行われてゐるか、それを徹底的に摘発しておかないかというところから行われるところの皆年金と皆保険のこの金銭の取扱ひの上において重大なる迷惑と混乱を国民に与えるのではないかと、そのことを非常に心配します。特に総理の御所見をいたしたいのであります。

○国務大臣(岸信介) 御指摘のように、このたび厚生省の保険に関する出先の機関ですかに汚職の問題がありました。このために、特に保険行政全般について綱紀が弛緩してゐるのではないかと、私自身としては、これは嚴重に一つ厳正な検討をし、そういうのはまだ遺憾でありますけれども汚職の疑いを受け、もしくは汚職の事実のあつた人に対しては嚴重に処分すると同時に、事が起つてきた原因なり、将来に向つてそういうことが再び繰り返されないというふうな制度、人事、運営等について、特に厚生大臣にも注意を喚起いたしておりました。厚生大臣もその意味においてこれに対処しておるのではありませんが、もちろん今おあげになつては多額の金を扱う、職責上扱うことになるのでありますから、他の面におきましては当然綱紀粛正、汚職の問題をなくさなければならぬと、特に責任を明らかにし、こういう問題に關して間違ひを起さないというふうな仕組みなり、人事について特別に私は配慮する必要がある。十分に一つ、起りました事態につきましては、はなはだ遺憾であります。法規の命ずるところによつて厳正に処罰すると同時に、将来においてそういうことを繰り返さないように、機構、運営、人事等について十分に一つ留意して参りたいと思ひます。

○坂本昭君 嚴重にやつて下さい。

○竹中恒夫君 この機会に総理にお伺ひしたいのですが、昨年も私御答弁をいただいたのですが、昨年も私の質問の趣旨を取り違へられたような点がありましたので、時間的な関係で、そのまゝの御答弁の中で、社会保障の二大支柱は所得保険としての年金と医療保障、皆保険という。全くその通りなんです。私は医療保障について非常に心配をいたしてゐます。その点をお聞

きたところが、ちよつと總理が誤解があつた答弁があつたように私は思うのです。それはどういふことかと申しますと、医療保険をする上において、現代医学の日進月歩の上昇率と国民所得の成長率と当然ギャップがだんだん出てくる。国民所得が非常に上昇率がおそくなると、これに対する千分の六十五なり、六十の保険料でいくわけですから、保険経済というものが医学の進歩からだんだん離れていくわけですから、そういう場合のそのギャップを国が二割なり三割五分と言わずに、このギャップをほんとうに国が持つという決心でなければ、私は皆保険というものは医学の面から見ると逆行していくことになる。そういう点についてのお考えを昨年お聞きしたのでありますが、それに対して明確なお答えは私はいたしなかつた。もう一つ問題は、医療保険でありますので、普通の、昨日も厚生大臣がおっしゃつたように、医療というものは医者の良心と科学によつてやるべきものであつて、経済的な面というものは一応のけて、純正な医療をやるといふことが建前なんです、ところが、この保険という組織の中にとけ込むという、やはり制約がある。その制約があることによつて、やはり医療というものが十二分にできない、こういううらみがそこに出てくる。先ほど第一に申しましたような、医療の進歩によるギャップと、そのカパー、今言います一つの組織体として医療をやるといふことに非常に無理があるが、その無理に対する、やはり何らかの配慮がなければ、国民皆保険はやはり看板だけじゃないかというそしりを受けるわけです。そういう点について

の一つの御配慮なり、国家的な援助の手を差しのべなければ私はいかぬと思ひます。そういう点についての一つお考えをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(堤信介君) 今お話がありましたように、学問、医療の発達、これは当然それによつて良心的な医療をしますといふと、いろいろな高度の技術も要しなければならぬ。ところが、保険経済というものの内容から言つて、お医者さんが幾ら医術が仁術なりと言つたつて、そういうことは無制限にやるわけにいかないといふことによつて医療内容を低下せしめるといふことは、あるいはお医者さんの良心に反することであるけれども、これは仕方がないし、従つて、そういうことのないようにするのは、そのギャップを、いわゆる保険財政というものを十分に確立して、そうしてお医者さんから言へば、十分なる進んだところの医療及び学問的な発達に基いて、良心的な治療のできるように保険財政というものを充実にいかねばならぬ、に及ばなければ、国家がある程度そのギャップを埋める以外には方法がないのじゃないかといふお話であらうと思ひます。私はそのお考えは、お考えとしてはごもっともであると思ひます。ただこの三つの問題、国民所得の問題と、それから医療の発達なり進歩なり、お医者さんがさらにそれに基いてやる良心的な治療というものを、それから国の財政そのものがそれだけのものを補てんする余力があるかどうかといふ、この三つの問題をどういふふうに通和していくかといふことを、現実の

問題としては私は常に頭に置いて考えなきゃならない。その意味において、今のわれわれが現在とつておる程度の国の負担でもつて、そのギャップが十分に償われておるというわけにはいかないといふのが現状だろうと思ひます。これは先ほど来しばしばお答え申し上げておるように、やはりこの保険内容の充実、保険制度の確立並びにその内容の充実といふ問題と、この国家の財政とをにらみ合せていって、漸進的にこれを推し進めていく以外には道がないのじゃないかと思つておられます。考え方としては、今、竹中委員のお話になつておることのギャップを埋めて、そうしていく。また、われわれは一方から言へば、この経済政策その他によつて国民所得を上げていくといふやり方も、もちろん政策としてとらなければならぬけれども、しかし、たゞギャップがあるという現実を、そのままに放任しておくわけにいきませんから、それは財政の許す限り埋めていく、なるべくそれをなくしていくという方向に努力すると、こう申し上げるはかなからうと思ひます。

○委員(久保等君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員(久保等君) 速記を起して。

二時三十分から再開することにいたしました。休憩をいたします。

午後一時五十二分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(久保等君) 委員会を再開します。

午前引き続き、国民健康保険法案、国民健康保険法施行法案の質疑を続行いたします。質疑を願ひます。

○西田信一君 時間の関係もございまして、私は二、三点につきまして、きつめて項目を並べる程度の簡単な質問を申し上げますから、御答弁もどうぞ一つ簡明直截に、また、端的に一つお答えをいただきたいと思ひます。

厚生大臣にお尋ねいたしますが、まづ、六十九条、七十条によりまする国の負担についてであります。従来この国庫負担の交付に対する実態を見てもおられますと、当該年度内におきます国庫負担の概算交付の率が非常に低いのです。毎年清算による額が非常に多額に上つておりますので、これには町村の保険財政上支障があると思ひます。交付を多くいたしまして、清算額を少くする、こういうふうに考えておりますが、これに対する一つお考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍伍君) 毎年十億、二十億というような金額を一年おくれで交付するといふことは、非常に地方財政上の影響も多いので、これは慣例的にやつておりました、財務当局がいろいろ文句がありまして、かまえて当該年度内に概算交付をするように改善を行いたいと思ひます。

○西田信一君 ぜひそのように一つ御実施を願ひたいと存じます。

それから概算交付についてであります。これは御承知のように、国民健康保険は保険料によつてこの財源をまかなうわけでありまして、年度当初は非常に運営上困難を来すわけですから、そこで、健保と比較してみますと、健保は四月最初に国庫余剰金を使ひしておるわけです。ところが、国保ではそういう道がないわけでありまして、

から、非常に保険財政運営上困難を来しておる実情にかんがみまして、できるならば、第一四半期に半年分ぐらゐを交付して、そうして医療費の支払い等の円滑を期する、また、保険財政の運営に支障なからしめるというような措置が望ましいのであります。そういうお考えはないのであります。うか。

○説明員(牛丸義留君) お申し込みの御趣旨に沿うように、財務当局と折衝して努力したいと思ひます。

○西田信一君 これは国保運営上きつめて重要なことでありますので、一つただいま御答弁の通り、ぜひこれは実現できましように厚生大臣特に一つ御努力をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍伍君) ただいま次長の申しました通り、努力をいたしたいと思ひます。

○西田信一君 次に、四十五条によりまして保険者が審査並びに支払いに関する義務を連合会または社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金に委託する、こうなつておりますが、従来の実態を見ておきますと、基金に委託しておるといふ実例はほとんどないようでありまして、すでに連合会において支払いをするというものが大部分でありまして、しかも支払いに關しましては、連合会ですと十件あまり基金のようなものを作つて支払いに當つておる、こういふ既成事実がございまして、何と申しまして医療担当者にすみやかに的確に支払うといふことがきつめて大事なことであります。こういう正常な道が開かれるわけでありまして、私は厚生当局

にお伺いしたいのは、この際審査に当ります連合会に、同時にこの支払いに関する事務を委託するということを漏れなくやらせるといことが、最も望ましいことではないかと考えるわけですが、厚生大臣は、この指導に対してどう御方針でございましょうか、御方針をお伺いしたい。

○国務大臣(橋本龍伍君) 現在あちこちに連合会でもそういう方向でやっているところがございます、まことに便宜であると思ひますので、御趣旨に沿うような方向で厚生当局も考えております。

○山下義信君 今の西田君のこの問題は、要するところ、国保においても健保の基金のごとき機関を作れと、こういうことになるわけでありまして、そういうことでは、だつて審査と支払いとをできるような機関を作れと、こういうことでは、私はそう聞いたのです。もしそうならば、健保の支払基金と国保の支払基金と二つの機関を作るといことになるのですが、そういう方針に沿うということになるとなかなか私は重大だと思ひます。そういう別建の基金を作つて、どういう利益がありますか。

○国務大臣(橋本龍伍君) いや、実は西田委員にちょっとお伺いしたいのですが、この基金を作るといことになしに、この支払いをあちこちでやつておるのですが、取りまとして整理のできる部分を連合会で取りまとして整理をする、なるべく支払い事務の合理化という面で保険者が連合会に委託してやつておるという趣旨の意味でありまして、国民健康保険につきま

しても、健保のような支払基金を作るというところまでの御意見でないと思つたのでありますが、御質問の趣旨をもう一度伺いたいと思ひます。

○西田信一君 基金としての名称を用いるかどうかは別といたしまして、現在におきまして連合会で十件あまり基金という名称を用いるにふさわしいような実態があるわけですね。そこで、この四十五条の第五項の「審査及び支払に関する事務」を都道府県を区域とする国民健康保険団体連合会に委託できるといことは、私はそういう趣旨の法文であるといふに考えて御質問いたしましたわけでありまして。

○国務大臣(橋本龍伍君) これはもう国民健康保険につきまして、別建の支払基金のようなものを作るといことろまでは考えておりません。

○西田信一君 じゃ保険局長にお尋ねいたしますが、この「審査及び支払に関する事務」を委託するというこの条文は、どういうことを意味しておるのですか。

○説明員(牛丸義留君) この第五項の趣旨は、現実には数府県におきましては、審査事務と支払事務と、それから支払いのいわば融資といひますか、支払いにはどうしてもそこへ時間的なズレがございますので、各保険者からそのまゝ右から左に各医療機関の方に支払いをしますというところになると、現実には金繰りができないような事態が起るわけでございます。で、そういうものに対しては、府県も補助いたしまして、ところによつては、医療機関からも一部の御援助のあるようなところも例外的にはございしますが、要するに、支払いのための基金を府県の行

為によりましてそういうものを作つて、そして審査と支払いと、そういうふうな支払いのための補助金の運用というふうなものを一括してやつておるといふものが府県には現実にはございまして、そういう実態を見まして、各府県の創意によつて保険者の医療機関に対する支払いに便宜な措置がとられておるような、そういう制度をそのまま認めていく必要があるのじやないかと、この趣旨の規定でございまして、別段そういう現実を全国的に健康保険並びに一般の社会保険の支払基金のような新しい制度で組織するといふ意図のものではありません。

○西田信一君 私もただいまの御答弁のような趣旨において、そういう実際に数府県において実施されておるようなことをなお指導される御方針であるかどうかといふをお尋ねしたわけでありまして。

○国務大臣(橋本龍伍君) 実は私もそうだと思つたのですが、今やつておりますつまり支払い事務の中で合理化してまゝとめてやれるような部分をまとめる。それからまた、この中には、ただいま次長から申しましたように、年度内の資金繰りというふうなものに關する制度を設けておることもございまして、こういうふうなものをはきわめて円滑に参つておるところがありますので、各地で、各保険者連合会です承をされてやつてみようといふところにおいては、むしろ事務の簡素化といふ点からいつてもけっこうだと考えております。

○西田信一君 この問題はこの程度にいたしまして、次に、国民健康保険をすみやかに実施するために、これは地域的にも特に必要があるわけでありまして、私は北海道で、北海道のことを申してはちよつと聞きにくいと思ひますが、北海道のごとき非常に僻地の地であつて、しかも医療機関に乏しいと、こういう地区におきましては、やはり直診施設というものをもう少し強化といふようなことを継続してやつて、医療機関の充実をはかる必要があるといふように考えるわけでございますが、この点について、厚生大臣はどのようなお考えでございましょうか。

○国務大臣(橋本龍伍君) 直営診療所に關しましては、今後も充実をはかつて参りたいと思ひます。ただ、場所の配置等につきましてはいろいろまあ問題の起つておるところがございますので、十分にこの配置につきましては遺憾なきを期して参りたいと思ひます。

○西田信一君 次に、保健施設の充実という問題について伺つておきたいのですが、これはまあ医療保険と、こういうことが、これはもう国民健康保険の中で一番大きな仕事でありますけれども、何といひましても、受診率が非常に年々高まってくるという實際にからみましても、やはり国民健康保険といふことが究極の理想は、国民健康といふようなことにあると思ひます。そういう意味から申しまして、保健施設にもつと重点を置いてもらいたといふふうなことを考えるわけでありまして、けれども、保健施設の養成といふことについては、特に力を入れていただきたいといふふうな考えでありますが、保健婦の養成といふことは實際には非常にむづかしい仕事で、うまくいつておらないわけでありまして、それに対する一つ当局のどういふ御方針である

か、あわせて伺いたいのは保健婦の三分の一の補助が出ますが、これが基準になる単価といふものが非常に低い、十一万円程度でございしますが、これも實態にそぐわないように考えるわけですね。保健婦の養成の強化といふこととあわせて、これらの単価の低いことについてこの際特に一つお考えを伺つておきたいのでありますが、是正するお考えがあるかどうか、この点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(太宰博邦君) 保健婦の問題は、地方の住民の健康保持という立場から言ひまして、厚生省としても非常に大事な施策の一つでございます。これはただ国民健康保険のみならず、省全体の大きな施策の線に沿つても、強化拡充をはかつて参りたいと考えております。従ひまして、保健婦の養成施設をさらに整備し、そうしてつぽな保健婦が数多く出てくることは私は望ましいと思ひますのでございまして、御趣旨の線に沿つて強化したいと思ひます。なお、保健婦の現在の設置に対しまして補助単価につきましても、これはできるだけ引き上げていきたいと存じて、今関係当局と折衝している次第でございまして。

○西田信一君 時間の関係もありましてから、これで失礼いたします。

○木下友敬君 私はきのう質問を途中で打ち切つて、それについてきょうあらためて局長から御答弁をいただきましたが、まだ少しわからないところがありますから、その点一つ重ねてお尋ねするのですが、きょうのお話ですと、大きな機関において事務員等がやまを犯した場合に申し出の受理を取り消されるということは、まあまあ

ない、こんなお答えだと思ふのです
が、それでいいのですか。

○政府委員(太宰博邦君) その機関
が、それとたとえば共謀しているとか
いうようなことがありませんならば、
それは事務員の過失の方ならば、でき
るだけ事務員の方で始末していく、こ
ういう方針であります。

○木下友敬君 機関と事務員と共謀す
るということがまたちよつとむずかし
いことですが、事務員はその場合、機
関の一部だと考えるべきではないで
しょうか。

○政府委員(太宰博邦君) それは私は
そういうふうに思いません。一部とい
う意味も法律的にいろいろあると思ひ
ますが、やはりそこに雇われる者でこ
ざいますから、機関の——この場合機
関と申しますのは、開設者という意味
で申し上げるのですが、それに使われ
る者、こういう意味です。従ひまして、
使われる者に事故があったからといつ
て、使っている方がやはりそれと一緒
になつてやるとか、あるいは重大なる
過失でもって何ら監督もしておらぬと
いうようなとき以外には、機関の開設
者なり、機関自体の方に責任を問ふこ
とはない、こういう趣旨であります。

○木下友敬君 それじゃ、実際問題に
おいて、開設者の責任に帰するような
事件でない限り消さないということ
ですから、開設者が大臣であるとかい
うような場合には、とうてい取り消し
になるという事件は起らないとい
うように理解してよろしゅうござい
ますか。

○政府委員(太宰博邦君) ここであり
ますのは、機関の取り消しということ
であります。従ひまして、実際は、御

趣旨と同じことになりませんが、理論上
から申しますと、たとえば機関の開
設者が三つのたとえば機関を持つてお
る、病院なら三つ持つておる、そうし
ますと、そのうちの二つに事故があり
ました場合におきましては、私どもと
いたしましては、その事故の起つた医
療機関だけを国保の診療関係において
落す、こういう趣旨でございます。

○木下友敬君 まだはっきりしません
が、ある国立病院でこの条項にひつか
かるような事件が起つた、それは事務
を担当しておるのは事務員であるか
ら、それは雇ひ人だ、だけれども、開
設者は大臣である、その大臣は全国に
方々に国立病院を持つておる、ところ
が、その事件はある一つの国立病院で
起つた、そこでその場合、その事件の
起つた国立病院だけを閉鎖する、こ
ういふ言ひ方のように受け取るのです
が、それでもいいのです。それでも国
立病院を閉鎖するという事態がほんと
に起り得ると思うか、思わないか。

○政府委員(太宰博邦君) そういうこ
とはないと思ひます。
○木下友敬君 そこで問題になります
が、それでは今度は例を少さい病院、
あるいは診療所にとりまします。二十人
を収容するくらいのは病院で、これは公立
であつたら、私立であつたら問ひませ
んが、主として私立の病院である場合
に、二十人くらいの一つの病院を仮定
する、あるいはただ一人のお医者さん
が経営しておるところの診療所で、医
療を担当するお医者さんが開設者であ
るという場合、あるいは投資などをす
る薬剤師の方がその薬局の開設者であ
るというような、こういうきわめて少
さい場合には、ある事件が起つたらば
これは直ちに、その内容にもよりまし
が、非常に簡単に申し出の受理が取り
消されるということが行われるだろう
と思ふのです。大病院の場合には、こ
れはなかなか實際問題としては容易な
ことではないが、少さい病院の場合に
は影響するところも少いのであるか
ら、その場合には直ちに申し出の受理
が取り消される、こういうようなこと
になりはしないかと思ふが、お考えは
どうですか。

○政府委員(太宰博邦君) それは、そ
ういふふうには考えません。大きな施
設でありまして、小さな施設であり
まして、取り消しをするということ
は、私どもはこれは容易ならぬこと
でありまして、よくよくの、まあいわば
伝家の宝刀とも言ふべきよくよくのこ
とでなければ、これはそう乱用すべき
ではない。その場合に、この施設がた
またま小さな診療所であつたから、そ
れによる影響が少い、従つて、まあそ
の辺は割に簡単にやつていくという筋
合ひのものではないと考へておりま
す。この点については、いかなる場合
でも慎重に考慮してやつて参りたいと
思つております。

○木下友敬君 それはあなたはそうい
うものを当然同じだと、そういうよう
な答弁をなさつてよければそれでいい
けれども、私は非常にそれは危ない
答弁だと思ふ。というのは、従来、今
までの法規です、今までの法規にお
きまして、一開業医のところでは
なりのあやまちがあれば、これは遠慮
なく閉鎖を命ぜられております。あ
るいは登録を取り消されたというやう
な事態がずっとあつた。これは毎年あ
つたのです。これは地方の医療協会で
審議しまして、社会保険医療協議会
で、そこで審議しまして、保険医の
取り消しというやうなものがずっと行
われておるわけです。これは将来とい
へども私はそういう小さな病院での好
ましくないところのあやまちという
ものは私は根を断たないと思ふ、やは
りあるだろうと思ふ。あつてはならな
いけれども、やっぱりそういうものは
今までの経過から見ると、年に何件か
は全国的には出てくると思ひます。そ
ういふ場合でも、よほどのことでない
と取り消しをするようなことはない
と言ひますけれども、そうすれば、今
までの方針を少くとも変えなければそ
ういふお言葉はいただけないと思ふ。
反対に、大きな病院では、今までそ
ういふ事件が起つたことはあるけれ
ども、これをやうやうにした例を、実
例を私は持つておるし、なおまた、ひ
どいことには、本省から監査に來られ
ても、その監査のお役人たちは、そ
ういふ病院にたとへば監査が非常に
るやうになされておる、ある場合に
は、これは監査に來たけれども、半分
は遊びに來たのじゃないかと思はれる
ほどゆるやかに監査をしておられると
いう事例がたくさんあるのです。これ
は前の委員会でも私発言したことが
ございます。そうすると、その大きい小
さい、あるいは開設者がだれであるか
というやうなことに、不公平が
起つてくる。これは当然起るものだと
思ふ。機関の閉鎖を命ずるやうなこ
とが起るやうなことは非常な重大な事
件だから、大小にかかわらずこれは平
等に行ふものであつて、めつたに起ら
ない、こつた言ひますと、これからの
この機関の取り消し、あるいは健康保

險にも関係しますが、健康保険医の登
録というやうなものの取り消しにつ
いては、ほとんどそういう事件が取り
消されたという事件はなくなつてこ
なればならない、あなたのお言葉で
なつてこなければならぬと思ひます
が、どう思ひますか。

○政府委員(太宰博邦君) 私が申し上
げましたのは、機関の取り消しとい
うのは四十八条の各号に該当する場
合でございますが、該当する場合にお
きまして、直ちに取り消すということ
は、可能なしに、できるだけ、たとへば
で済ます、しかし、どうしてもいろいろ
な情勢、事情をかみ合せてみて、国
保の診療を取り扱つていただくには
も適當でない結論が達した場合には、
この機関の申し出受理の取り消しとい
うものをやるのでありまして、まあ
だんだん皆保険になつて参りますと
地方によつては国保で取り消された
ということが、そのお医者さんに対
しては非常な大きな影響を及ぼすとい
うことある筋合ひの性質の処置でござ
いますから、慎重にやるというこ
とを申し上げたのであります。従来、遠慮
なくやつておつたというやうなお話
でございましたが、私はまあそういう
うには思つておりません。それからさ
うに今後はめつたにやらないのだとい
うことも、私はそうまでは申し上げ
わけにはいかないと思ひます。慎重に
やるというこを申し上げて御了承を
いただきたいと思います。

して適正な監査をいたすつもりでございます。

○木下友敬君 ただいまの答弁では、まだ私はほんとうは納得しない。どうしても大きな病院の閉鎖という問題は、現実問題として大きな社会問題を起すというところに自然的なブレイクがかかってくるということが、これは世の中の事情である。これはやむを得ぬことだと思ふ。あなたが何と言われようと、大病院がどんな悪いことをしたってこれは閉鎖することはできない。そうしますと、小さいところと大きなところとに大きな不公平が起ってくる、これは世の中の自然であると言へばそれまでですけれども、あなたがどんなことを言われようと、この法律を完全に行つていこうとすれば、そういう不公平が起るということでは、これはもう明らかでございまして、それは以上追及しても、あなたの口から不公平が起ることは言へぬのだから、十分公平を期するように下條にまで徹底させてもらいたいということをお願いしておきます。

なお、一つお尋ねしたいのは、五人未満の事業所の従業員についてのことでございますが、今厚生省で考えておられますのは、五人未満の事業所の従業員はこれを国保の方になるべく取り入れていきたいという方針をとっておられるようでありまして、間には、国保でなく健康保に入りたいという者は、これはこぼみはしないという程度のこととは考えておられるようだけれども、大体として国保に吸収するという考えをとっておられるようですが、五人未満の事業所といえども被用者ということについてはこれは同じだ。しかも大

きな工場、会社などに働いておる者とは違つて、こういう中小企業の場合におきましては、ことに零細企業の場合においては、給与なども非常に少いわけでございますから、国保で取り扱われるというところは、これはないよりもいいかも知れないけれども、まだまだ健康保険に比べると非常に遜色があるわけですから、できればこういうところこそ、こういう収入の少い、掛金にも困る、そういう半額自分で負担するということも困る、また、千分の六十五の半分は雇い主が払つてくれるというようにないような恩恵もない、こういうところこそ何とかしてこれを健康保険の方に取り入れるという努力はしないければならぬことだと思ふのでござい

ます。これを現在のいき方からすれば、国保に吸収してもらおうという安易な方法をとっておられる。そこでなぜそういうことをするかと言へば、たとえば健康保険の徴収が非常に困難であつて、また少額であるから、それが健康保険の経済に影響するというような考へのもとに、これを国保の方に吸収する方法をとっておられるが、これは困難なことは地方の方の責任にして、責任を地方に転嫁しておるというそしりを免れない。こういうところこそ政府は自分の方に、貧しい者ほど自分の方に吸収して、そして福利を増進していくというふうに取り計らうべきだと思ふ。お考えはどうですか。

○国務大臣(橋本龍伍君) この問題は衆議院で再々御質問がございました。社会保険出張所の方も人員が十分でございませぬので、五人未満の事業所の人たちを積極的に勧誘してこれに入れるというところは、探して歩くという余裕

はございません。従つて、受身の立場に相なるのでありますけれども、この五人未満の事業所につきましては、任意包括の規定によりまして、申請のありましたものは、これは一時一、三年前に、あまり歓迎しないで認可をしつたようなことがあったやに聞いておりますけれども、今日では任意包括の規定をできるだけ活用して受けつけるようにいたしてあります。

○勝俣稔君 もう時間も迫つて参りましたので、私は簡単に申し上げますから、簡単な御返事を願いたいと思ひます。医療の根本は医師と患者とが直接をしなければならぬというものは、これは原論でありまして、ゆゑに患者の医師の自由選択というものをどうしても認めにやならぬ。従ひまして、ここでお伺ひしたいのは、病院等々でくさんのお医者さんがいる。そのときとをやつてなされるのか。あるいは月曜日には勝俣、火曜日には草葉というやうなことでみんなに、大衆に知らしめるやうな方法をおとりなさるのか、その点。

いま一つ、同一区域で診療所別に一部負担の率の差のあるというところは、被保険者の経済的負担から自然に自由選択を妨げるやうになる。このことについて山田委員が御質問なさいまして、局長は国立療養所、あるいは保健所等においてのみこれを認めることはあり得るという答弁がございましたけれども、重ねて私は国保の診療所等においてはやはりこういうことは認めないというふうに私は思ふのですが、この点を念のために私はお伺ひしたいと思ふのであります。

○政府委員(太宰博邦君) 病院の中に、お医者さんが数人いらっしゃる場合には、やはり患者といつたしましても、場合にによりましては、特別な個人の先生に見ていただきたいということもあり得ると思ひます。従ひまして、極力そういうことは患者に知らせるやうなあれを講ずるのがふさわしいことかと思ひます。まあそこによつて、お話のやうな診療日を掲示しておたり、いろいろなことをやつておる、これはやり方はいろいろあるかと思ひますが、そういう方向には持つていくように関係の主管の局とも相談して参りたい、かように考えております。

それから第二点の一部負担金の関係で直診みたいなものを特に一部負担金を少くして、いわゆる給付率を多くする、そういうやうなことにつきましては、前回お答え申し上げましたこととく、私どもとしては、そういうことは今後は認めていかない覚悟でござい

ます。○勝俣稔君 医師の療養に対する自主性を今度の法案では認めて、確認して三十六条の修正になつたことは、同時に、療養の全責任というものは医師にあるということを確認してよいかどうか。簡単に返事をいたしたい。長くしないでいただきたい。○政府委員(太宰博邦君) その通りでござい

ます。○勝俣稔君 欧米で通常行われているやうなオープン・システムの病院は現行の医療法では認めておられないやうであります。しかし、近くこういうことが現にオープン・システムの形をとらないオープン・システムの病院があら

りますけれども、これは将来こういう面が相当発達してくるのじやなからうか、こういう意味合いにおいて、近く医療法の改正等をお考えになつておるかどうか、簡単に願ひます、ないとか、あるとか。○国務大臣(橋本龍伍君) 医療制度に

関しましては、いろいろ検討しなくちゃならぬ問題があるのであります。ただいまお話のございました点につきましても検討いたして参りたいと思ひます。○勝俣稔君 まあわが国における医療制度の今大臣が言われた改善の問題、特に医療担当者の医師の法律上の地位について根本的な私は検討をする必要があるのじやなからうか、いかがでござい

○委員長(久保等君)　ほかに御発言もございませんですよですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

での四カ年の間に全国民が医療保険の恩恵に浴するようになるというのであります。そのためには、初年度六百九十四万人を国保に収容するといいまし

億というのでありますから、もし社会
党案にすれば、市町村の負担を大幅に
軽減または皆無にすることができると
でありまして、これが皆保険への大き

徴収の隘路の一つとなっていることは明らかであります。日本社会党は、この点について特に研究を重ねまして、少くとも健保同様、全額給付とすべき

民健康保険医及び国民健康保険薬剤師が担当するという条項を指摘して、これによって、医師並びに薬剤師の主体性を確立し、かつその責任を明確にす

たと述べ、また、太宰保険局長は、二十八回会提出のもの、三十国会提出のもの、どちらも三十六条三項では、被保険者が医療を受けたいときは云々というたっているのに対し、本案では、同条同項で、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師が担当するというように、主体を医師並びに薬剤師に持ってきたと、まことに子供だましみたような見解を述べておられます。厚生大臣の考えも保険局長の考えも、当委員会の速記録に残っておりますが、これはいずれもごまかしでありまして、いかなる場合も医療の責任が医療担当者にあることには変わりございません。責任が医療担当者にあるということと、主体性が確立されたということは全然別個のものでございます。どのように法案を作り変えましても、厚生省の問題に対する思想が変らない以上、医療担当者の主体性は確立されていないのでございます。なぜ医療担当者の主体性が確立されていないかと申し上げますと、四十八条の罰則を見ますと、医療取扱機関が、その二号、三号、四号に違反した場合、受理取消の対象となるのであり、その結果、機関が閉鎖された場合には、医療担当者は自動的に職場を剝奪されるのであります。すなわち、自己に原因しない理由によって、自己の職場、地位を失うような立場を与えられた者に何で主体性が確立されたということができましようか。ごまかし方もあまりに度が過ぎているように思うのです。このような法案にはとうてい賛成するわけには参りません。

いても、従業員が四十八条の違反をした場合には取り消しを受けることになっており、また、この点に関する私の質問に対し、当局は、取り消しの対象になるとお答えになりましたが、理論的にはそうでありましても、実際におきましては、どんなひどい違反事項が起りましたも、取り消しを受け、大学病院や国立病院が閉鎖されることはあり得ないのであります。しかるに一方、比較的小さい個人の病院、診療所、薬局、特に開設者と医療担当者が同一人であるような小規模な施設におきましては、慎重のうちにも比較的厳正に取消処分が行われることは、従来もその通りでありましたように、この法律でもまたその通りでございすから、施設の大小、開設者の別によつて、処罰について非常な不公平が公然と行われる仕組みになっておるのであります。まして、提案説明の中で、厚生大臣が、各般の規定において公私医療機関を差別せず、全く同一の法律的取扱いとしたと述べているのは、法案の真意を述べたものでなく、法案自体は、公私医療機関ないし施設の大小によるはなだしい差別待遇を内蔵しているものであり、その意味においても、私はこの案に反対であります。

なお、療養の期限についても、わが党提出法案におきましては、疾病が治癒するまでは保険が利用できるようになっておるのに反して、本案では三カ年と限っています。病気が長引くほど患者の経済状態は次第に悪くなるのでありますから、そういう場合にこそ療養の給付が必要であるのに、給付に期限的な制約を加えることはきわめて不

合理であると考えるのでございます。この点でもまた政府提出法案には賛成することができません。

要するに、現政府は、言うまでもなく、資本主義を強行する保守党政権下の政治を行うものではありませんが、い

やしくも社会保障を口にする以上、このような信念のない、誠意に欠ける法案を出すこと自体に大きな誤りがあるかと存するのでございます。私は、政府はよろしくわが日本社会党提出の現行

法改正案を全面的に取り入れた。だが、
が見ても納得のいく新しい法案を作り
上げて、四たび国会に提出されること

を希望して、社会党を代表した私の反
対討論を終わります。(拍手)
○委員長(久保等君) 他に御意見もな

いようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。」

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（久保等君） 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

まず、国民健康保険法案の採決をいたします。本案を原案の通り可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（久保等君） 多数でございます。

次に、国民健康保険法施行法案の採
案の通り可決すべきものと決定いたし
ました。

決をいたします。本案を原案の通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

○委員長（久保等君）多数でございま

す。よって本案は、多数をもって、原案の通り可決すべきものと決定いたし

ました。

○木下友敬君 私は、この際、だいたい
ま採決いたしました国民健康保険法案案
に対し、お手元に配付いたしましたよ
うな附帯決議を付することの動議を提
出したします。

○委員長(久保等君)　ただいま木下君から、国民健康保険法案に対し、附帯決議を付すべしとの動議が提出されま

した。本動議を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（久保等君） 御異議ないと認
めます。本動議を議題といたします。提案者

から趣旨を説明願います。

○木下友敬君 今附帯決議の説明をいたしますが、先ほど配付いたしました

ので、内容は十分御検討いただいたことと存じますので、お許しを得れば、

許しをいただけますか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 以上をもちまして私の

○委員長（久保等君）　ただいまの付帯決議案に対し、御質疑はございませ

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（久保等君） 別に御質疑もな

いようですから、これより採決をいたします。

を付すべしとの木下君外三名提出の決議案に賛成の方は挙手を願います。

○委員長（久保等君） 全会一致と認めます。

よって国民健康保険法案に対して、

木下君外三名提出の決議案のごとき付

帯決議を付することに決定いたしました。

なお、ただいままでの採決いたしました法案の議長に提出する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（久保等君） 御異議ないと認
めます。

○国務大臣（橋本龍伍君） 第二十八国会以来、国会にお願いをいたしておりました新国民健康保険法案及び同施行

法案が本日参議院の社労委員会によつて御採決を願いましたことはまことに感激の至りでございます。御審議の過

程にお話のございました点は、これは附帯決議になっております点も、それからそのほかの点につきましても十

分心得まして、この国民健康保険法の趣旨をよりよく実現するように骨折って参りますと同時、國保以外の点に

つきまして、お話のありました点について十分善処をいたして参りたいと思ひます。本日までの聞客義につきま

○委員長(久保等君) 本日はこれにて

午後四時三分散会

国民健康保険法附帯決議(案)

における医療制度の改善特に医療担当者（法律上その他に占める地位について根本的検討を加え、所

要の法律改正を行うべきである。

二、速やかに、国民健康保険のみならず健康保険においても、出産の

給付については現物給付を原則とするよう措置し、保険助産婦の登録制度を考慮すること。

なお、右の措置がとられるまでの間は、将来においてとられるべき措置に支障を来さないよう本法の運営について考慮すること。

三、政府は国民皆保険の円満なる実施運営を図るため、医療制度と社会保険制度との調整について根本的検討を加え、可及的速かに所要の立法措置等を講ずること。

四、療養担当者の権利保護、苦情処理のため公正なる中立裁定機関を設置すること。

五、政府は可及的速かに国庫負担率及び療養給付率の引き上げに努力すること。

六、国庫負担の概算交付率を引き上げ、その精算措置を速に行うとともに、調整交付金算定の基礎となるべき療養給付費の見込額については、実績と相違が生じないよう努め、万一、相違が生じた際は、予算の補正等の措置を考慮すること。

七、保険者の事務費に対する補助については、その実情にかんがみ実質的にその全額を国庫において負担するよう措置すること。

なお、診療報酬支払についてはその期日を明確にするよう行政的措置をとること。

昭和三十四年一月五日印刷

昭和三十四年一月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局